

京都市いきいき市民活動センター指定管理者募集に関する質疑の回答

| No. | 種別 | 質 疑 | 回 答 |
|-----|-------------------|---|--|
| 1 | 参考資料 | 募集要項の参考資料22ページ～24ページに掲載されている収支状況について、支出の詳細項目（光熱水費、通信費等）と金額を教えてください。 また、指定管理料に係る消費税の取扱いについて教えてください。 | 人件費、委託費（清掃や機械警備、法定点検などの施設管理費）、少額修繕費及び自主事業費については参考資料に記載のとおりです。 光熱水費、通信費等を含む「その他」の項目の内訳及び金額は別紙のとおりです。 指定管理料は、施設の管理に関する役務の提供の対価であることから、消費税法にいう「資産の譲渡等の対価」に該当し、原則として課税対象になります。また、消費税額は、課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額又は仕入控除税額を差し引いて計上されています。 |
| 2 | 施設管理に関する業務 | 施設の通信環境について、導入状況及び導入に係る費用の負担者を教えてください。 | 各センター本館において京都市公衆無線LANサービス（KYOTO Wi-Fi）を京都市負担で提供しています。その他通信環境に関しては、指定管理者の負担により整備することが可能です。 |
| 3 | 管理運営業務に係る費用（利用料金） | 利用料金について、令和4年4月～6月の貸館利用は、令和3年度内に予約することができるが、その分の収入は京都市と指定管理者のどちらのものとなるのか。 | 募集要項23ページにおいて「利用料金は、利用する日の属する年度の収入とすることとし、令和4年4月1日から令和8年3月31日までのものを指定管理者の収入とします。」と記載しております。 令和3年度内に支払われた令和4年4月1日以降の利用に係る料金は、新指定管理者の収入となりますが、一旦本市が収入しているため、本市から新指定管理者に還付することとなります。 |
| 4 | 管理運営業務に係る費用（利用料金） | 令和7年度内に徴収した令和8年度利用分（4月から6月）の利用料金は、令和7年度までの指定管理者の収入になるのか。 | 募集要項23ページにおいて「利用料金は、利用する日の属する年度の収入とする」と記載しております。 令和7年度内に徴収した令和8年度利用分（4月から6月）の利用料金は、令和8年度からの指定管理者の収入となります。 |